

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱 新旧対照表 (案)

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱 (新)	茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱 (旧)
<p>第1 趣旨・目的 (略)</p> <p>第2 具体的な内容等 1～2 (略) 3 緊急措置事業の内容 (1)～(3) (略) (4) 小児支援体制整備事業の実施 (1) の①の医療手帳の交付を受けた15歳以下の者のうち、親権者又は未成年後見人からの申請があった者に対して、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、一人一人の成長過程に応じた支援体制を整備するために、以下の措置を講じる。<u>なお、現に支援を受けている者に対しては、15歳を超えても小児支援調整検討会議で支援が不要と判断されるまで支援を続ける。</u></p> <p>① 小児支援体制整備事業対象者の支援調整基本台帳を作成する。 ② 小児支援調整検討会議及び小児支援調整実務者会議を開催し、支援の実施について調整するとともに、各支援の実施状況を確認する。</p>	<p>第1 趣旨・目的 (略)</p> <p>第2 具体的な内容等 1～2 (略) 3 緊急措置事業の内容 (1)～(3) (略) (4) 小児支援体制整備事業の実施 (1) の①の医療手帳の交付を受けた15歳以下の者のうち、親権者又は未成年後見人からの申請があった者に対して、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、一人一人の成長過程に応じた支援体制を整備するために、以下の措置を講じる。</p> <p>① 小児支援体制整備事業対象者の支援調整基本台帳を作成する。 ② 小児支援調整検討会議及び小児支援調整実務者会議を開催し、支援の実施について調整するとともに、各支援の実施状況を確認する。</p>

<p>第3 その他</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 この事業については、平成 <u>32</u> 年 6 月を目途として、ジフェニルアルシン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について検討を行うものとし、環境省が検討会の意見を聴いてその目的を達成したと認めたときに終了する。</p>	<p>第3 その他</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 この事業については、平成 <u>29</u> 年 6 月を目途として、ジフェニルアルシン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について検討を行うものとし、環境省が検討会の意見を聴いてその目的を達成したと認めたときに終了する。</p>
--	--

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業実施要領 新旧対照表 (案)

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業実施要領 (新)	茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業実施要領 (旧)
<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 医療手帳 (略)</p> <p>第3章 医療等の給付 (略)</p> <p>第4章 健康診査等</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 医療手帳 (略)</p> <p>第3章 医療等の給付 (略)</p> <p>第4章 健康診査等</p>

<p>(略)</p> <p>第5章 健康管理調査 (略)</p> <p>第6章 精神発達調査 (略)</p> <p>第7章 小児支援体制整備事業 22 小児支援体制整備事業の実施</p> <p>(1) 医療手帳の交付を受けた15歳以下の者のうち、その親権者又は未成年後見人が小児支援体制整備事業の実施を希望する場合、親権者又は未成年後見人は、県に対し、当該小児支援体制整備事業に関する申請書(様式第17号)を提出するものとする。</p> <p>(2) 県は、前号の申請を受理したときは、小児支援調整検討会議の意見を聴いて、当該申請を小児支援体制整備事業の対象とするか否かの審査を行い、その結果を、小児支援体制整備事業申請結果通知書(様式第18号)により申請者に通知するとともに、環境省に報告するものとする。</p> <p>(3) 県は小児支援体制整備事業対象者の支援調整基本台帳(様式第19号)を作成する。</p> <p>(4) 県は小児支援調整検討会議及び小児支援調整実務者会議を開催し、支援の実施について調整するとともに、各支援の実施状況を確認する。</p>	<p>(略)</p> <p>第5章 健康管理調査 (略)</p> <p>第6章 精神発達調査 (略)</p> <p>第7章 小児支援体制整備事業 22 小児支援体制整備事業の実施</p> <p>(1) 医療手帳の交付を受けた15歳以下の者のうち、その親権者又は未成年後見人が小児支援体制整備事業の実施を希望する場合、親権者又は未成年後見人は、県に対し、当該小児支援体制整備事業に関する申請書(様式第17号)を提出するものとする。</p> <p>(2) 県は、前号の申請を受理したときは、小児支援調整検討会議の意見を聴いて、当該申請を小児支援体制整備事業の対象とするか否かの審査を行い、その結果を、小児支援体制整備事業申請結果通知書(様式第18号)により申請者に通知するとともに、環境省に報告するものとする。</p> <p>(3) 県は小児支援体制整備事業対象者の支援調整基本台帳(様式第19号)を作成する。</p> <p>(4) 県は小児支援調整検討会議及び小児支援調整実務者会議を開催し、支援の実施について調整するとともに、各支援の実施状況を確認する。</p>
---	---

(5) 県は現に支援を行っている者に対しては、15歳を超えても小児支援調整検討会議で支援が不要と判断されるまで支援を続ける。

第8章 調査研究の実施
(略)

第9章 雑則
(略)

附則

1～2 (略)

3 事業は、平成32年6月を目途として、ジフェニルアルシン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について検討を行うものとし、環境省が検討会の意見を聴いてその目的を達成したと認めたときに終了する。

4～7 (略)

第8章 調査研究の実施
(略)

第9章 雑則
(略)

附則

1～2 (略)

3 事業は、平成29年6月を目途として、ジフェニルアルシン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について検討を行うものとし、環境省が検討会の意見を聴いてその目的を達成したと認めたときに終了する。

4～7 (略)